

第10章 条例の見直し等

(市民会議)

第44条 この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、市の附属機関(以下「市民会議」という。)を設置する。

2 市民会議は、市民を中心に構成し、公募による委員を一定数以上含まなければならない。

3 市民会議は、次に掲げる事項について検証し、市長に報告するものとする。

(1) この条例の施行状況等及びこの条例の改善に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、報告された事項及び講じた措置について、市民に公表しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市民会議に必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第44条では、自治基本条例の施行に当たり、積極的な市民参画を実現するために市民会議について定めています。

第1項では、この条例の施行状況を検証する諮問機関として、市民会議を設置することを定めています。

第2項では、市民会議の構成について規定しており、市民参画を意識し、より市民目線の意見を取り入れられるような構成を求めています。

第3項では、市民会議の検証する対象について規定しており、自治基本条例の施行状況や改善のみに限らず、広く市政運営について検証し、市長に報告することとしています。

第4項では、市長は、市民会議からの報告を市民の直接の意見として重く受け止め、その報告とそれへの市としての対応結果については、広く情報提供することを定めています。

第5項では、市民会議について必要な規定は別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市市民会議条例」で定めています。

なお、市民会議は市政運営について検証し、市長への報告を行う諮問機関であり、議会のように市政運営に対する議決権を持つ機関ではありません。

関連条例等

- ・ 栃木市市民会議条例



(条例の見直し)

第 45 条 市は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の検証及び見直し等に関しては、市民会議のほか、市民の参画の下に行わなければならない。

【解説】

第 45 条は、この条例が、栃木市のまちづくりや市政運営の基本ルールとして、その役割を十分果たすため、定期的な条例の見直しを行うこととしています。

第 1 項では、社会情勢の変化に対応するために長くとも 5 年以内に条例の検証、見直しをしなければならないこととし、その後も同様に 5 年以内に繰り返し検証、見直しを行うことと定めています。

第 2 項では、この条例は、市民が中心となり検討をしてきたことから、この条例の検証、見直しなどを行う際も、広く市民の意見を反映させるよう市民参画を求めています。

